

2024年4月16日

神戸市中央区加納町六丁目2番1号

株式会社 **ネオス**

「ひょうご仕事と生活の調和推進企業」認定更新についてのお知らせ

当社が2020年に認定を受けた「公益財団法人兵庫県勤労福祉協会ひょうご仕事と生活センター」の「ひょうご仕事と生活の調和推進企業」の認定更新の申請が受理されました。

記

1. 「仕事と生活の調和推進企業」とは

「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）」実現への取り組みを宣言している企業・団体であり、その中でも、取り組み内容が運営団体の条件を満たし、審査を通過した企業・団体が「認定企業」として認められ、3年ごとに更新が必要です。

※宣言企業3,534社中、認定企業は477社（2023年9月末日現在）

[推進企業認定の詳細はこちらから](#)

2. 認定ポイント

下記の内容以外に法律に基づいた対応や制度を確実に運用していることを評価いただき、認定更新されました。

- ・計画的な年休取得制度を推進している。（全社一斉取得、個人別取得日の設定）
- ・半日単位の有休休暇を実施。定時退社日の設定。
- ・2年間未使用の有給休暇の積み立て「ストック有休制度」を実施している。私傷病などで有休休暇のほかに使用できる。
- ・社内規定、マニュアル等は社内イントラネットに掲載し、周知を図っている。
- ・「YES! NEOS」活動として、従業員のチャレンジ（仕事、プライベート関わらず）を支援する制度を取り入れている。

以上



ひょうご仕事と生活の調和推進
認定企業

令和6年4月11日

株式会社ネオス 様

公益財団法人兵庫県勤労福祉協会
ひょうご仕事と生活センター長

ひょうご仕事と生活の調和推進企業の更新認定について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

このたびは、ひょうご仕事と生活の調和推進企業認定更新の申請をいただき、ありがとうございました。

審査の結果、貴社を認定更新させていただくこととなりましたので、認定証を別添のとおりにお送りします。

今後、より一層ワーク・ライフ・バランスの取組を進めていただきますよう、お願い申し上げます。

〒650-0011
兵庫県神戸市中央区下山手通 6-3-28
兵庫県中央労働センター 1F
公益財団法人兵庫県勤労福祉協会
ひょうご仕事と生活センター 大月
Tel 078-381-5277 Fax 078-381-5288
E-mail info@hyogo-wlb.jp

認定番号 242 号



ひょうご仕事と生活の調和推進企業
認定証

株式会社ネオス 様

貴事業者は、仕事と生活の調和の推進を目指す
企業として、ひょうご仕事と生活の調和推進企業に
認定されましたので、ここに証します。

なお、認定の有効期間は3年間です。

令和5年2月17日
(令和8年2月16日満了)

公益財団法人兵庫県勤労福祉協会

ひょうご仕事と生活センター長 辻

芳治

